

【常陽「WEB口座」規定】

(関連規定の適用・準用)

「常陽「WEB口座」(以下、「WEB口座」といいます。)」については、普通預金規定、普通預金(照合表口)規定、普通預金決済専用無利息型規定、総合口座取引規定、スーパー総合口座「トータルプラン」取引規定、ICエースカード規定(個人用)、エースカード規定(個人用)、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律にもとづく規定および常陽バンキングアプリ基本利用規定、常陽ダイレクトバンキング利用規定、「常陽銀行通帳アプリ」利用規定(以下、「関連規定」といいます。)によるほか、次の規定(以下、「本規定」といいます。)により取り扱います。なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

1. (WEB口座)

- (1) WEB口座とは、次項の条件を満たす普通預金口座で、通帳・照合表の発行に代えて、常陽バンキングアプリや常陽ダイレクトバンキング「アクセスジェイ」、「常陽銀行通帳アプリ」等インターネットによる電子的方法(以下、「バンキングアプリ等」といいます。)によりこの預金口座の入出金明細を確認いただく口座をいいます。
- (2) WEB口座においては通帳・照合表は発行しません。また、WEB口座を新規で開設いただく場合は、必ず常陽ICエースカードを発行させていただきます。
- (3) 後記4.の有通帳口座あるいは照合表口口座からWEB口座への切替の場合は、既に発行している常陽ICエースカードあるいは常陽エースカード(以下、常陽ICカードと常陽エースカードを総称し、「ICカード等」といいます。)をご利用いただきます。
- (4) WEB口座にて利用できるサービス内容、前提となる利用条件は当行ホームページ等にて掲示しますので、内容をご確認ください。

2. (取扱店の範囲)

- (1) WEB口座は、原則、現金自動預入機あるいは現金自動支払機(いずれも現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「自動機」といいます。)のご利用、またはバンキングアプリ等のご利用によりお取引いただきます。
- (2) 当行の店舗をご利用の場合、WEB口座は、口座の開設店のほか当行本支店いずれの店舗でも、この預金口座のICカード等を提示することで預入れまたは払戻いただけます。

3. (バンキングアプリ等による入出金明細の確認)

- (1) WEB口座におけるバンキングアプリ等で提供する入出金明細の照会期間は、当行所定の期間とします。

- (2) WEB 口座は、いつでも通帳・照合表を発行する方式に変更いただけるものとします。この場合、バンキングアプリ等の入出金明細の照会期間は、通帳・照合表を発行する方式の口座(それぞれ「有通帳口座」、「照合表口座」という。)の所定の照会期間に変更になります。

4. (有通帳口座あるいは照合表口座から WEB 口座への切替)

- (1) お客さまは、当行所定の方法により既存の有通帳口座あるいは照合表口座を WEB 口座に切替することができます。ただし、WEB 口座に切替する該当預金口座について IC カード等を発行していない場合 (WEB 口座の切替と同時に IC カードを作成する場合を除きます) はお申しいただくことができません。
- (2) 有通帳口座を WEB 口座に切替した場合、通帳は WEB 口座に変更した時点でご使用いただけなくなります。
- (3) 有通帳口座を WEB 口座に切替の際、切替時点で通帳に記帳されていない入出金の明細は、切替した後に発生する入出金の明細と同様にバンキングアプリ等でご確認ください。

5. (WEB 口座から有通帳口座への切替)

- (1) お客さまは、当行所定の方法により、WEB 口座から有通帳口座に変更することができます。
- (2) 総合口座定期預金取引がある場合は、総合口座通帳に同時切替となります。
- (3) WEB 口座から有通帳口座への切替の際、当行所定の通帳発行手数料をいただきます。通帳発行手数料は関連規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書等の提出なしで、当行所定の方法により有通帳口座から引き落としすることができるものとします。

6. (WEB 口座から照合表口座への切替)

- (1) お客さまは、当行所定の方法により、WEB 口座から照合表口座に変更することができます。
- (2) 総合口座定期預金取引がある場合は、総合口座定期預金取引は引き続き、照合表口座とは別の通帳でご利用いただけます。
- (3) WEB 口座から照合表口座への切替の際、当行所定の事務取扱手数料をいただきます。事務取扱手数料は関連規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書等の提出なしで、当行所定の方法により有通帳口座から引き落としすることができるものとします。

7. (預金の受入れ)

- (1) WEB 口座に現金、手形、小切手等を店頭で受入れるときは、当行所定の書類に記入して、その預金口座の IC カード等とともに提出してください。IC カード等の提出がない場合、当行所定の振込手数料を申し受ける場合があります。
- (2) WEB 口座は、エースカード規定(個人用)に関わらず、「自動機を使用した通帳による振替入金」はご利用いただけません。

8. (預金の払戻し)

- (1) WEB 口座から店頭で払戻しするときは、当行所定の払戻請求書に署名して、その預金口座の IC カード等とともに提出してください。
- (2) 前項の手続きに加え、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示や預金者本人の意思による申し出であることの確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

9. (預金の解約)

- (1) WEB 口座を解約するときは、当行所定の解約依頼書に届出の印章により署名押印して、その預金口座の IC カード等とともに口座の開設店もしくは当行本支店の店舗に提出してください。
- (2) 前項の手続に加え、解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示や預金者本人の意思による申し出であることの確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

10. (バンキングアプリ等により提供する WEB 口座の対象取引)

- (1) バンキングアプリ等により提供する WEB 口座の対象取引は、当行所定の取引とします。
- (2) 取引の実行日は、原則として受付日当日とします。ただし、依頼内容の確定時点で当行所定の当日取扱時限を経過している場合または受付日が銀行窓口休業日の場合は、「翌銀行窓口営業日扱い」とします。

11. (WEB 口座に係る「アクセスジェイ」の解約／関連口座の削除)

- (1) WEB 口座にかかる「アクセスジェイ」を解約または「アクセスジェイ」のご利用を中止した場合は、「アクセスジェイ」で入出金明細を確認することができなくなるので、「常陽バンキングアプリ」や「常陽銀行通帳アプリ」等で入出金明細を確認していただきます。
- (2) 当行から「アクセスジェイ」を解約する場合、当行は、お客さまに通知することなく、

その預金口座を有通帳口座または照合表口座に変更することもできるものとします。この場合、有通帳口座または照合表口座のいずれかとするかの選択権は、当行が留保します。

(3) WEB 口座を「アクセスジェイ」の関連口座から削除した場合は、「アクセスジェイ」で入出金明細を確認することができなくなるので、「常陽バンキングアプリ」や「常陽銀行通帳アプリ」等で入出金明細を確認していただきます。

(4) お客さまが当行に WEB 口座の解約依頼をすることなく、WEB 口座を「アクセスジェイ」の関連口座から削除した場合、当行は、お客さまに通知することなく、その WEB 口座を有通帳口座または照合表口座に変更することもできるものとします。この場合、有通帳口座または照合表口座のいずれかとするかの選択権は、当行が留保します。

12. (WEB 口座に関する通知)

WEB 口座に関する通知、交付または送付する書類については、届出の氏名・名称、住所にあてて郵送することに代えて、当行が常陽バンキングアプリや常陽ダイレクトバンキング「アクセスジェイ」、「常陽銀行通帳アプリ」等インターネットによる電子的方法などにより通知、交付する場合があります。

13. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2023 年 11 月 1 日現在)